



島根県報

平成17年 5月24日 (火)
号外 第 63 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

公布された条例等のあらまし

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則 (規則第84号)

1 規則の概要

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、規定を整理することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 5月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第84号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則 (昭和45年島根県規則第74号) の一部を次のように改正する。

別表第 5 浜田商工労政事務所の項第 4 号を次のように改める。

4 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成11年法律第18号) の施行に関する事務	(1) 法第 9 条第 3 項の規定により、経営革新計画の承認を行うこと。 (2) 法第10条第 2 項の規定により、経営革新計画の承認を取り消すこと。 (3) 法第10条第 3 項の規定により、経営革新計画の変更の承認を行うこと。 (4) 法第34条第 1 項の規定により、状況調査を行うこと。 (5) 法第34条第 3 項の規定により、必要な指導及び助言を行うこと。 (6) 法第35条の規定により、実施状況の報告を求めること。
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

